



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年5月1日金曜日 第101号

◇ 目 次 ◇

指定試験機関の指定..... (医療対策課) ... 348
 救急病院の協力申出..... (") ... 348
 大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要..... (経営支援課) ... 349
 建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 349
 指定障害児通所支援事業者の指定..... (中予地方局地域福祉課) ... 349
 指定障害福祉サービス事業者の指定..... (") ... 349
 指定障害児通所支援事業の廃止..... (") ... 350
 指定障害福祉サービス事業の廃止..... (") ... 350
 指定居宅サービス事業の廃止..... (") ... 350
 指定介護療養型医療施設の指定の辞退..... (") ... 350
 土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 350
 土地改良区の定款変更の認可..... (") ... 351
 道路の区域変更(県道宇和島城辺線)..... (南予地方局愛南土木事務所) ... 351
 道路の供用開始(")..... (") ... 351

訓 令

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令..... (循環型社会推進課) ... 351

公 告

愛媛県税システムサービス導入及びサービス提供業務の委託..... (税務課) ... 352

人事委員会規則

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 354
 期末手当及び勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 355
 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... (") ... 356

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... (選挙管理委員会) ... 357
 政治団体の届出事項の異動の届出..... (") ... 357
 政治団体の解散の届出..... (") ... 358
 資金管理団体の指定の届出..... (") ... 358

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第491号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第27条第1項の規定により、指定試験機関を次のとおり指定した。

令和2年5月1日

愛媛県知事 中村時広

- 名称
一般財団法人日本准看護師推進センター
- 主たる事務所の所在地
東京都文京区本駒込二丁目28番16号
- 指定年月日
令和2年3月31日

○愛媛県告示第492号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

令和2年5月1日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521番地	医療法人北辰会	令和5年4月24日まで

○愛媛県告示第493号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

令和2年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
(仮称)キスケP三番町計画	松山市三番町二丁目3-10	生活環境保持の見地からの意見はなし。	ホームページやチラシなどで経路を周知する際に、車の導線の表示をしないこと。

○愛媛県告示第494号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年5月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-29)第4846号	平成29年9月14日	田坂建設	田坂 行夫	新居浜市光明寺1-293-7	令和2年3月30日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止
(般-29)第10500号	平成29年4月20日	(有)大潮電機	明石 平	新居浜市上泉町11-11	令和2年3月12日	消防施設工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第495号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和2年5月1日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3851000079	一般社団法人幸創會	愛媛県伊予郡松前町筒井1322番地15	瀬治山 達也	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	発達支援ルーム ティンカー・ベル	愛媛県伊予市灘町177番2	令和2年4月1日

○愛媛県告示第496号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和2年5月1日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者（設置者）			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811500580	社会福祉法人名石会	愛媛県松山市星岡一丁目31番7号	石 山 新	短期入所	障害者施設東温	愛媛県東温市志津川1927-1	令和2年3月26日
3821500273	社会福祉法人名石会	愛媛県松山市星岡一丁目31番7号	石 山 新	共同生活援助	障害者施設東温	愛媛県東温市志津川1927-1	令和2年3月26日
3813510280	一般社団法人幸創會	愛媛県伊予郡松前町筒井1322番地15	瀬治山 達也	就労継続支援B型	Loistaa	愛媛県伊予郡松前町筒井1322-15	令和2年4月1日
3813400102	NPO法人ぽっかぽか	愛媛県上浮穴郡久万高原町久万153番地8	宇都宮 慎	生活介護	生活介護事業所 ぽっかぽかハウス	愛媛県上浮穴郡久万高原町久万155番地2	令和2年4月1日

○愛媛県告示第497号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年5月1日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	廃止に係る指定障害児通所支援事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3853500019	特定非営利活動法人福祉親愛会	愛媛県松山市西石井1丁目1番25号 クリエイションビル7階	渡 邊 文 春	児童発達支援	児童発達支援・放課後等デイサービス マミ学園	愛媛県伊予郡松前町大字徳丸字天王1338番地	令和2年1月31日
3851000038	社会福祉法人朝風会	愛媛県伊予市本郡54番地1	村 上 久	児童発達支援	いよっこリーナえがお	愛媛県伊予市上野937番地1	令和2年3月31日

○愛媛県告示第498号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年5月1日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3813510280	一般社団法人幸創會	愛媛県伊予郡松前町筒井1322番地15	瀬泊山 達 也	就労移行支援	Loistaa	愛媛県伊予郡松前町筒井1322番地15	令和2年3月31日

○愛媛県告示第499号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年5月1日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 砥部寿会	指定通所介護事業所デイサービスセンター砥部オレンジ荘	愛媛県伊予郡砥部町大南2267番地	令和2年3月31日	通所介護
社会福祉法人 双海夕なぎ会	指定通所介護事業所下瀬コミュニティセンター	愛媛県伊予市双海町串甲3670番地16	令和2年3月31日	通所介護

○愛媛県告示第500号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

令和2年5月1日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	指定介護療養型医療施設		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人 みかわクリニック	みかわクリニック	上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地	令和2年3月31日	介護療養型医療施設
医療法人 順風会	医療法人順風会 八倉医院	伊予郡砥部町重光275番地1	令和2年3月31日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第501号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、

西予市宇和町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年5月1日

愛媛県南予地方局長 河瀬 利文

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	坪 田 信 義	西予市宇和町田苗真土849番地
"	黒 田 修	西予市宇和町常定寺242番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三 浦 明 安	西予市宇和町田苗真土942番地

"	垣 内 紀 幸	西予市宇和町常定寺416番地
---	---------	----------------

○愛媛県告示第502号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宇和島市土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月1日

愛媛県南予地方局長 河瀬 利文

○愛媛県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年5月1日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑丙856番1から 同町緑丙830番4まで	旧	メートル 4.0～26.5	キロメートル 0.346	
		南宇和郡愛南町緑丙856番1から 同町緑丙830番4まで	新	10.3～28.6	0.346	

○愛媛県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年5月1日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑丙832番2	令和2年5月1日

訓 令

○愛媛県訓令第10号

庁 中 一 般
地 方 局

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年5月1日

愛媛県知事 中村 時 広

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（地方局長に対する事務の委任） 第13条 省略	（地方局長に対する事務の委任） 第13条 省略

2 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(68)の12 省略

(68)の12の2 土砂埋立て等規制条例第7条の2第1項ただし書及び第17条第3項ただし書の規定に基づく土壌検査による水質検査の代替又は水質検査の省略に係る認定に関すること。

(68)の12の3 土砂埋立て等規制条例第7条の2第2項(土砂埋立て等規制条例第17条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査の結果の報告の受理に関すること。

(68)の12の4 土砂埋立て等規制条例第7条の2第3項(土砂埋立て等規制条例第17条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく土砂基準又は水質基準に適合していない旨の報告の受理に関すること。

(68)の13・(68)の14 省略

(68)の15 土砂埋立て等規制条例第11条第1項(土砂埋立て等規制条例第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく市町長の意見の聴取に関すること。

(68)の15の2 土砂埋立て等規制条例第11条第2項(土砂埋立て等規制条例第14条第4項及び第22条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく愛媛県警察本部長の意見の聴取に関すること。

(68)の16・(68)の17 省略

(68)の18 土砂埋立て等規制条例第15条第1項及び第2項の規定に基づく土砂等の搬入の届出の受理に関すること。

(68)の18の2 土砂埋立て等規制条例第15条第3項の規定に基づく土砂等の搬入の届出の事項の変更の届出の受理に関すること。

(68)の19 省略

(68)の20 土砂埋立て等規制条例第17条第1項ただし書の規定に基づく土壌検査による水質検査の代替に係る認定に関すること。

(68)の21 土砂埋立て等規制条例第17条第2項ただし書の規定に基づく水質検査又は土壌検査の省略に係る認定に関すること。

(68)の22～(68)の26 省略

(68)の26の2 土砂埋立て等規制条例第22条の2の規定に基づく改善命令に関すること。

(68)の27～(68)の30 省略

(68)の31 土砂埋立て等規制条例第26条の2の規定に基づく関係行政機関等への照会等に関すること。

(68)の32 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第4条の2第3項(同規則第4条の3第1項、第14条第2項及び第15条において準用する場合を含む。)の規定に基づく試料の採取の期日及び試料の採取に立ち会う職員の見定に関すること。

(69)～(101) 省略

4・5 省略

2 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(68)の12 省略

(68)の13・(68)の14 省略

(68)の15 土砂埋立て等規制条例第11条(土砂埋立て等規制条例第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく市町長の意見の聴取に関すること。

(68)の16・(68)の17 省略

(68)の18 土砂埋立て等規制条例第15条の規定に基づく土砂等の搬入の届出の受理に関すること。

(68)の19 省略

(68)の20 土砂埋立て等規制条例第17条第3項の規定に基づく水質検査等の結果の報告の受理に関すること。

(68)の21 土砂埋立て等規制条例第17条第4項の規定に基づく土砂基準等に適合しない旨の報告の受理に関すること。

(68)の22～(68)の26 省略

(68)の27～(68)の30 省略

(69)～(101) 省略

4・5 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年5月1日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県税システムサービス導入及びサービス提供業務

- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県税システムサービス導入及びサービス提供業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書等による。
- (4) 委託期間
契約締結の日から令和10年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
入札説明書等による。
- (6) 入札方法
ア 入札回数は、2回とする。
イ 入札金額は、導入の対象となっている県税システムのサービス導入及びサービス提供業務費用の総額を記載すること。
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、令和2～4年度競争入札参加資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の受付期限日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 当該業務の遂行に必要な組織及び人員を有している者であること。
- (4) 本公告の日から過去5年以内に、都道府県の税務システムの開発業務又は運用保守業務を履行済み又は履行中であることを証明した者であること。
- (5) 当該業務について、確実に履行する能力があることを証明した者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県総務部行財政改革局税務課
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 089 912 2201
- (2) 入札書の受領期限
令和2年7月7日（火）午後2時まで
- (3) 入札説明書の交付方法
愛媛県ホームページにおいて無料で交付する。
- (4) 仕様書の交付方法
4(3)の入札参加資格確認に関する書類を提出した者のみに交付する。
- (5) 入札説明書及び仕様書の交付期間
令和2年5月1日（金）から令和2年5月29日（金）午後5時15分まで
- (6) 開札の日時及び場所

令和2年7月7日（火）午後2時から

愛媛県庁第二別館5階第6会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札保証金については、2の(4)及び(5)において、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第137条第3号の規定に該当するため、入札保証金の納付を免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
この総合評価一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書、業務履行能力証明書及び誓約書を令和2年5月29日（金）午後5時15分までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ア 受付期限
令和2年5月29日（金）午後5時15分まで
- イ 受付場所
上記3の(1)に掲げる場所
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札者決定の詳細は、入札説明書等による。
- (7) その他
詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: The design, development, operation and maintenance of a tax management information system as a LGWAN ASP service and the preparation of all the physical and digital equipment necessary to operate the system (Outsourcing), 1 Set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 7 July 2020
- (3) For further information, please contact: Tax Affairs Division, Administrative and Financial Reform Subdepartment, General Affairs Department, Ehime Prefectural, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570, Japan
TEL +81 89 912 2201

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 1230

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年5月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 65）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（返納の事由及び額等）</p> <p>第14条 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 月の中途において、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣（以下「公益的法人等派遣」という。）をされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をし、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年愛媛県条例第35号）第1条に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第16条第2項において同じ。）</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（支給単位期間）</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 月の中途において、法第28条第2項の規定により休職にされ、専従許可を受け、教育公務員特例法第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等派遣をされ、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合</p> <p>_____（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。</p> <p>3 省略</p>	<p>（返納の事由及び額等）</p> <p>第14条 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 月の中途において、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣（以下「公益的法人等派遣」という。）をされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をし、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年愛媛県条例第35号）第1条に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>_____</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（支給単位期間）</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 月の中途において、法第28条第2項の規定により休職にされ、専従許可を受け、教育公務員特例法第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等派遣をされ、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。</p> <p>3 省略</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の職員の通勤手当の支給等に関する規則第14条第1項第3号に規定する場合に該当した職員の支給単位期間（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第10条第5項に規定する支給単位期間をいう。）の開始については、なお従前の例による。

○愛媛県人事委員会規則7 1231

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年5月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の115以上100分の190</u> 以下（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の139以上100分の230</u> 以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の103.5以上100分の115未滿</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の124.5以上100分の139未滿</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の92</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の112</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の92</u> 未滿（特定幹部職員にあつては、<u>100分の112</u> 未滿）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の190</u>とする。</p> <p>3 省略</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の117.5以上100分の195</u>以下（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の141.5以上100分の235</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の106以上100分の117.5未滿</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の127以上100分の141.5未滿</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の94.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の114.5</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の94.5未滿</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の114.5未滿</u>）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の195</u>とする。</p> <p>3 省略</p>

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づ</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づ</p>

き、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(3) 省略

(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の83.5以下（特定幹部職員にあつては、100分の102.5以下）

2・3 省略

第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の41.5以下（特定幹部職員にあつては、100分の51.5以下）

2 省略

き、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(3) 省略

(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の92未満（特定幹部職員にあつては、100分の112未満）

2・3 省略

第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の43.5未満（特定幹部職員にあつては、100分の53.5未満）

2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年11月30日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則13 184

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年5月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 16）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). Each column contains a table titled '別表（第2条、第3条関係）' with sub-columns for '機関' (Institution) and '職' (Position). The '改正前' table lists various positions like '部長 営業本部長 防災安全統括部長 局長 営業副本部長' etc. The '改正後' table lists the same positions but with some changes, such as '広報係長' being added and 'プロモーション戦略室' being removed.

	モーションを担当するもの並びに人事係_____及び福利健康係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。)主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。)主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。)		_____を担当するもの並びに人事係、給与係及び福利健康係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。)主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。)主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。)
省略		省略	
出納局	会計管理者 局長 課長 室長 主幹	出納局	会計管理者 局長 課長_____ 主幹
省略		省略	
備考	省略	備考	省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和2年5月1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
いばらぎあつし後援会	茨木 淳志	茨木 祥子	四国中央市金生町山田井191-1	令和2年3月16日
山本かずや後援会	山本 憲矢	山本 公男	大洲市市木902-1	令和2年3月23日

○愛媛県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和2年5月1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県第一選挙区支部	塩崎 恭久	主たる事務所の所在地	松山市千舟町四丁目4-1	松山市三番町四丁目7-19	令和元年6月8日
		会計責任者	石崎 康雄	佐々木 高雄	令和2年1月1日
自由民主党愛媛県フィナンシャル支部	片山 克	主たる事務所の所在地	松山市千舟町四丁目4-1	松山市三番町四丁目7-19	令和元年6月8日
		会計責任者	石崎 康雄	佐々木 高雄	令和2年1月1日
社会民主党愛媛県第1区支部連合	中村 嘉孝	代表者	中村 嘉孝	逢坂 節子	令和2年2月29日
		会計責任者	源田 竜也	中村 嘉孝	
自由民主党愛媛県松山市第十三支部	向田 将央	主たる事務所の所在地	松山市古川南三丁目26-30	松山市和泉南六丁目7-16	令和2年3月1日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
明恭会	村 田 裕 司	主たる事務所の所在地	松山市千舟町四丁目4 - 1	松山市三番町四丁目7 - 19	令和元年6月8日
		会 計 責 任 者	石 崎 康 雄	佐々木 高 雄	令和2年1月1日

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
あさぬま和子後援会	浅 湫 和 子	代 表 者	浅 湫 和 子	稲 垣 和 子	令和元年5月30日
塩崎やすひさと明日を語る会	石 崎 康 雄	主たる事務所の所在地	松山市千舟町四丁目4 - 1	松山市三番町四丁目7 - 19	令和元年6月8日
		代 表 者	石 崎 康 雄	佐々木 高 雄	令和2年1月1日
		会 計 責 任 者	石 崎 康 雄	佐々木 高 雄	
日本母親連盟愛媛支部	若 林 香 菜 子	会 計 責 任 者	竹 川 奈 見	保 坂 花 織	令和元年9月1日
愛媛県商工連盟連合会松山支部	高 橋 祐 二	代 表 者	高 橋 祐 二	佐 伯 要	令和元年11月1日
愛媛県商工連盟連合会	城 戸 猪 喜 夫	代 表 者	城 戸 猪 喜 夫	佐 伯 要	令和元年11月14日
細川ひであき後援会	高 木 守	代 表 者	高 木 守	西 山 弘 敏	令和2年3月8日
井村雄三郎後援会	越 智 浩	主たる事務所の所在地	今治市関前岡村甲112 - 1	今治市高部甲1082 - 8	令和2年3月10日
		会 計 責 任 者	美 藤 寛 典	井 村 代 美 子	
幸福実現党松山後援会	伊 東 征 紀	会 計 責 任 者	濱 石 昭	露 口 礼 子	令和2年3月10日
山崎ひろやす後援会	山 崎 洋 靖	主たる事務所の所在地	上浮穴郡久万高原町下畑野川甲318 - 1	松山市古川北一丁目24 - 12	令和2年3月13日
		会 計 責 任 者	山 崎 和 彦	木 山 忠 典	
池本としひで後援会	石 本 憲 三	代 表 者	石 本 憲 三	山 岡 博 昭	令和2年3月17日

○愛媛県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和2年5月1日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚 岩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県松山市第十八支部	土井田 学	平成30年12月31日

三 好 正 後 援 会	関 本 満 彦	令和元年3月23日
八 束 正 後 援 会	藤 岡 章 一	令和元年9月6日
久 保 幸 造 後 援 会	柿 木 山 達 美	令和元年12月25日
早 瀬 た け お み 後 援 会	早 瀬 武 臣	令和元年12月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和2年5月1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
山本 憲 矢	大洲市議会議員	山本かずや後援会	大洲市市木902 - 1	令和2年3月22日